

環境影響評価法・環境影響評価条例の対象事業一覧

対象事業種	条例対象規模	環境影響評価法の対象事業	
		第一種事業	第二種事業
1 道路			
高速自動車国道	—	すべて	—
指定都市高速道路	—	4車線以上	—
一般国道	4車線 5km 以上	4車線 10km 以上	7.5km 以上 10km 未満
県道	4車線 5km 以上	—	—
市町村道	4車線 5km 以上	—	—
道路交通法の道路	4車線 5km 以上	—	—
林道	10km 以上	幅員 6.5m~20km 以上	15km 以上 20km 未満
2 河川			
ダム	貯水区域 50ha 以上	貯水区域 100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
堰	湛水区域 50ha 以上	湛水区域 100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
放水路	改変区域 50ha 以上	改変区域 100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
湖沼水位調節施設	—	改変区域 100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
3 鉄道・軌道			
新幹線	—	すべて	—
鉄道	すべて (改良は 5km 以上)	10km 以上 (鉄輪)	7.5km 以上 10km 未満
軌道	すべて (改良は 5km 以上)	10km 以上 (鉄輪)	7.5km 以上 10km 未満
4 飛行場	すべて (延長は 250m 以上)	滑走路 2500m 以上	1875m 以上 2500m 未満
5 発電所			
水力発電所	出力 1.5 万 kw 以上	出力 3 万 kw 以上	2.25 万 kw 以上 3 万 kw 未満
火力発電所 (地熱を除く)	出力 7.5 万 kw 以上	出力 15 万 kw 以上	11.25 万 kw 以上 15 万 kw 未満
火力発電所 (地熱)	—	出力 1 万 kw 以上	0.75 万 kw 以上 1 万 kw 未満
原子力発電所	—	すべて	—
風力発電所	出力 0.5 万 kw 以上	出力 5 万 kw 以上	3.75 万 kw 以上 5 万 kw 未満
太陽電池発電所	50ha 以上	出力 4 万 kw 以上	3 万 kw 以上 4 万 kw 未満
6 廃棄物処理施設			
ごみ焼却施設	処理能力 8t/h 以上	—	—
し尿処理施設	処理能力 150kl/日以上	—	—
産業廃棄物焼却施設	処理能力 8t/h 以上	—	—
最終処分場	埋立面積 10ha 以上	埋立面積 30ha 以上	25ha 以上 30ha 未満
7 公有水面の埋立・干拓	25ha (15ha ※注1) 以上	50ha を超えるもの	40ha 以上 50ha 以下
8 下水道終末処理場	処理人口 10 万人以上	—	—
9 土地区画整理事業	50ha 以上	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
10 新住宅市街地開発事業	50ha 以上	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
11 住宅団地の造成	50ha 以上	100ha 以上 (独立行政法人)	75ha 以上 100ha 未満
12 工業団地の造成	50ha 以上又は燃料使用量等一定以上 ※注2	100ha 以上 (近郊整備法)	75ha 以上 100ha 未満 (近郊整備法)
13 工場又は事業場の建設	50ha 以上又は燃料使用量等一定以上 ※注2	—	—
14 流通業務団地造成事業	50ha 以上	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
15 複合開発用地の造成事業	50ha 以上	—	—
16 レクリエーション施設等の建設			
レクリエーション施設の建設	50ha 以上		
ゴルフ場	20ha 以上	—	—
スキー場	20ha 以上		
17 土石の採取	20ha 以上	—	—
18 港湾計画	150ha 以上	300ha 以上	—

注1 重要港湾区域内の埋立であって、①鳥類等の生息環境としての干潟を有し、景観が優れ、又は地形等が貴重である自然海浜に係るもの又は②食料品製造業、石油・石炭製品製造業等の工場が立地するもの

注2 製造業、ガス供給業又は熱供給業に係るものであって、使用する燃料の合計が重油換算で 15kl/h 以上又は日平均排水量が 1 万 m³/日以上のもの